



▶令和元年度

## 本庄市敬老会を開催

イベント

★地域福祉課 ☎ 25- 1 1 4 2

右記の自治会又は施設にお住まいの75歳以上の皆さんに案内状を配布します。参加希望者は、必ず事前に自治会の役員等へお申し出ください。

- **会場** 老人福祉センター「つきみ荘」
- **受付** 午前9時30分～
- **式典** 午前10時30分～
- **余興** 午前11時15分～

### ■「つきみ荘」をご利用のみなさんへ

本庄市敬老会の開催に伴い、9月24日(火)～27日(金)の間、敬老会参加者以外の方は利用できません。

★老人福祉センターつきみ荘 ☎ 22-3 6 9 6

開催日	対象
9月 24日 (火)	藤田地区 (鵜森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬)
25日 (水)	旭地区 (都島・山王堂・沼和田・万年寺・下野堂・新井・三友)
26日 (木)	北泉地区 (栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・東今井・共栄)
27日 (金)	仁手地区 (仁手・下仁手・久々宇・田中) 共和地区 (下浅見) 施設 (安誠園・トマト村・シャローム・四季咲きの杜)

※上記の自治会以外は、各自治会により開催します。



▶新学期にむけて

## 小規模特認校の入学・転入学を募集

お知らせ

★学校教育課 ☎ 25- 1 1 8 3 ・仁手小学校 ☎ 22- 2 9 6 7

### 小規模特認校制度

小規模特認校制度は、少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特性を生かした体験活動など、特色ある教育活動を行う学校を教育委員会が指定し、「このような環境で学びたい、子どもを学ばせたい」と希望する児童と保護者に、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度です。

本庄市教育委員会では、全ての学級の児童数がおおむね18人未満の小学校を小規模特認校に指定しています。今年度も小規模特認校への令和2年度入学・転入学の募集を行います。

#### ●小規模特認校制度指定学校

仁手小学校 (本庄市仁手6 1 8)

#### ●小規模特認校への入学・転入学の条件

- ①～④全ての条件を満たしていること。
- ①特別支援学級を除き、全学級数が7学級以上の学校の通学区域に居住している児童であること。

- ②児童とその保護者が、小規模特認校の教育活動などについて理解し、協力できること。
- ③通学に当たっては、保護者の責任において通学させること。
- ④原則として、卒業まで在籍させること。

#### ●募集定員

令和2年度の小学校1～6年生で各学年若干名

#### ●学校見学・授業体験

10月から11月までの間に、当該校において随時実施します。事前に学校へご連絡ください。

#### ●申請方法

希望者は12月2日(月)～13日(金) (土・日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に直接学校教育課(市役所4階)へ

#### ●面接

児童及びその保護者に対して、教育委員会と学校長による面接を実施します。



▶お寺で縁結び 良縁祈願行います

婚活パーティー

## 「良縁祈願付き!お寺で婚活 お寺コン」を開催

イベント

★本庄市社会福祉協議会 ☎ 24- 2 7 5 5

お寺の住職が縁結びのお手伝いをします。良縁祈願やオリジナルのお香づくり体験。美味しいデザートを食べながらバイオリン等の生演奏も行います。お寺で素敵なご縁を結んでみませんか?

- **日時** 10月26日(土) 午後1時～5時
- **会場** 大正院 (本庄市本庄2-4-8)
- **対象** 30代～40代の独身男女 各12名 (応募多数の場合抽選)
- **参加費** 1,000円 (デザート・ドリンク付き)
- **申込** 9月13日(金)から10月6日(日)までに応募フォームで申し込み

応募フォーム

男性用



女性用



<https://ws.formzu.net/sfgen/S79632652/>

<https://ws.formzu.net/sfgen/S48848417/>



▶令和2年度の利用に向けて

はにぼんプラザ

## 団体利用登録の受付を開始

お知らせ

★市民活動推進課 ☎ 22- 0 8 2 8

市内で市民活動及び市民交流を行う法人その他の団体がはにぼんプラザを定期的に利用する場合は、団体利用登録をすることができます。

### ■登録団体になると

- ①一般団体よりも1か月早く予約することができます (登録した利用日時に限る)。

### 【予約開始日】

- ・登録団体…利用する日の月の4か月前の月の初日
- ・一般団体…利用する日の月の3か月前の月の初日
- ②団体ロッカー・倉庫が利用できます。
- ③はにぼんプラザで団体の活動状況をPRできます。

### 既登録団体の再登録について

団体利用登録は年度ごとになります。既に登録している団体でも令和2年3月31日で登録期間が終了し、登録した部屋及び団体ロッカー・倉庫を利用する権利がなくなります。翌年度も登録を希望する場合、提出書類の再提出が必要になりますのでご注意ください。

また、希望する部屋や利用日時が他団体と重複した場

- **受付期間** 9月2日(月)～30日(月) (土・日・祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分  
※締切後も申請は受け付けますが、期間内に提出があった団体の利用確定後(利用調整会議後)で空いている部屋や利用日時での登録となります。

### ●受付窓口

- **提出書類** ①団体利用登録・登録変更申請書  
②団体ロッカー・倉庫利用希望申請書 (利用希望団体のみ)

※申請書は9月2日(月)から受付窓口で配布、又ははにぼんプラザホームページからも印刷できます。

合や団体ロッカー・倉庫の利用を希望する団体が多数の場合、利用調整会議での抽選等による調整を行います。

なお、既に登録している団体には、個別に申請書を郵送しています。

※詳しくは、はにぼんプラザ1階事務室(市民活動推進課)へお問い合わせください。